議会議案第１号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

よって、国におかれては、今後の林政の展開に当たって、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　森林吸収源対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出を図ること。

２　緑の雇用対策等による森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には、木材のバイオマス利用の促進等による間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進により、地域林業・木材産業の振興を図ること。

３　水源林造成事業を含めた公的森林整備を計画的に推進するための組織体制を確保し、施業放棄地等、民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度を創設すること。

４　国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制を堅持し、その管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手の育成を図り、地域活性化に寄与すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年６月26日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣
総　務　大　臣
財　務　大　臣
農　林　水　産　大　臣
環　境　大　臣
内　閣　官　房　長　官
林　野　庁　長　官

あて

石　川　県　議　会

議会議案第２号

青少年の健全育成を阻害する有害図書等やインターネット上の
有害情報の規制を求める意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いである。

しかしながら、情報化社会がもたらした負の部分が、今日の青少年の心身を蝕み、将来を奪う事態を招いている。書籍、ビデオテープ等の有害図書等はもとより、パソコンや携帯電話の急速な普及によって、インターネット上に露骨な性描写、殺人等の残虐なシーン、自殺方法を紹介する闇サイトなど、有害な情報が氾濫し、その影響を受け、青少年が犯罪の被害者、また、加害者にもなっている現状は、今や見過ごすことが出来ないところにまで来ている。

昨年７月に、残虐ないじめを受け、誰の助けも得られず自殺に至った神戸市内の男子高校生の事件の背景にも、携帯サイトが悪用されネットいじめを受けていたことが明らかになっている。有害図書等やインターネット上の有害情報の氾濫をこのまま放置しておくことで、今後どれ程多くの犠牲者を出すことになるのかは、到底予測できないところであり、こうしたことから青少年を守ることは、私たち大人の責務である。

これらの問題に対して、本県を含む46都道府県が、「青少年健全育成条例」等を制定し対処してきたところであるが、今日の青少年を取り巻く環境は複雑化、広域化してきており、単独の地方自治体では対応が困難となっている状況を国は厳しく受け止める必要がある。国が責任を持って青少年の健全育成を進める国作りをすべき時である。

よって、国におかれては、青少年の健全育成を図るため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　書籍、ビデオテープ等の有害図書等を規制するための法律を早急に制定すること。

２　「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の施行にあたり、実効ある運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年６月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国家公安委員長
少子化対策・男女共同参画担当大臣
内閣官房長官
あて

石川県議会

議会議案第３号

地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書

本年７月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、ダボス会議で福田総理が、「クールアース推進構想」を提唱し、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法を改正するなど、所要の温暖化防止対策を講じているところである。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論をまたない。

よって、国におかれては、こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の７月７日を「クールアース・デー」と定め、国民が地球温暖化防止のために、CO_2の削減など具体的に行動できる機会の創出に取り組むとともに、その普及、促進を図るため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

１　北海道洞爺湖サミットの開催初日の７月７日を「クールアース・デー」と宣言し、CO_2削減に向けた実効性の伴う国民的運動を政府主導のもと創出し、その普及、促進に努めること。

２　７月７日の当日は、CO_2削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと。

３　クールビズやウォームビズについては、認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること。

４　国民参加型運動の一層の普及、促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大やエコポイント制度の普及、促進に努めること。

５　商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年６月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣官房長官　あて

石川県議会

議会議案第４号

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

レアメタルを含む非鉄金属は、我が国の産業競争力の要とも言われており、その安定確保は産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年にとりまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。なかでも普及台数が１億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は、他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

よって、国におかれては、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く要望する。

記

１　携帯電話の買換え・解約時において、ユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと。

２　携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取組みを支援する施策を行うこと。

３　ＡＣアダプター等充電器の標準化や取扱説明書の簡略化等による省資源化を実現すること。

４　レアメタルなどの高度なリサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年６月26日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
環 境 大 臣
内 閣 官 房 長 官
あて

石 川 県 議 会